

日整連 自動車整備業賠償共済保険

会員の皆様には、顧客から受託した自動車の保管や管理について日々十二分な注意を払っておられると存じます。しかし、本制度 30 年の運営実績から推察しますと、整備業は「顧客の自動車で走行したり」「整備・点検を施行する」といった業務内容であることから種々のリスクが存在する業種であると考えます。

本制度は、こうした整備業のリスクに整備事業者の相互協力で備えようと実施されている保険制度です。今日では各振興会・商工組合を通じて約 3 万事業場が既に参加されています。

企業防衛のためご加入をお薦めします。

保険の構成と主な内容

●基本契約

「受託自動車保険」、「PL 保険（生産物賠償責任保険）」、「施設賠償責任保険」がセットされています。

1. 受託自動車保険（対人・対物賠償保険＋自損事故保険）

整備、修理、点検等のため、お客様からお預かりしたお車（以下受託車といいます。）で起こした自動車事故で、事業者が負担する法律上の賠償責任、従業員等の自損事故傷害を補償します。

2. PL 保険（生産物賠償責任保険）

受託車に対する整備、修理等に欠陥があり、納車後に第三者（お客様も含む）が身体障害や財物損害を被った場合、または完納車自体を損壊させた場合に、被害者に対して負担する法律上の賠償責任を補償します。（納車後に発生した対人事故・対物事故・完納車車両事故を補償）

3. 施設賠償責任保険

工場等の施設の所有・使用および管理する施設自体の欠陥、不備に起因する事故、もしくは業務遂行上の事故によって事業者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

●オプション契約

「車両賠償保険」、「車両補償保険」（車両賠償保険＋火災保険水災保険特約）のいずれかを選択してご加入いただけます。

1. 車両賠償保険（自動車管理者賠償責任保険 運搬（レッカー）受託車賠償責任特約付帯）

受託車を保管中または管理中に接触・衝突・車両火災などによって損壊させたり、盗まれた場合、またはレッカー一車により故障車等を単なる運搬中に運搬受託車を損壊させた場合、お客様に対する法律上の賠償責任を補償します。

2. 火災保険水災保険特約

洪水などの水災や風災、ひょう災、雪災などによる保管中の受託車の損壊を補償します。

<取扱代理店>

財団法人 全国中小企業共済財団（全共済）

〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-4-12

TEL03(3264)1511

<引受損害保険会社>

●幹事／共栄火災海上保険㈱

●副幹事／㈱損害保険ジャパン

●副幹事／㈱東京海上日動火災保険㈱

あいおいニッセイ同和損害保険㈱

日新火災海上保険㈱

大同火災海上保険㈱

日本興亜損害保険㈱

富士火災海上保険㈱

三井住友海上火災保険㈱

（50 音順）

■詳しくは、日整連 自動車整備業賠償共済保険の[ご案内パンフレット](#)をご覧ください。

ご不明な点は、各自動車整備振興会、自動車整備商工組合・協同組合までお問い合わせください。